

令和5年度第4回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和5年7月14日
場所 十和田市役所別館5階会議室

令和5年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和5年7月14日(金) 午後2時8分

3. 閉 会 日 時 令和5年7月14日(金) 午後2時53分

4. 出席農業委員(18名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
15番	野崎さち子君	17番	力石堅太郎君
18番	山崎誠一君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(0名)

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君
藤坂地区	松田賢志君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

7. 会議に付した案件

- 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第20号 農地の転用事実に関する照会について
議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
議案第17号 公売買受適格者の証明について
議案第18号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第19号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第21号 十和田市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について
議案第37号 十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

8. 議事録署名委員

4番 立崎和寿君 6番 小笠原秋彦君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	櫻田修一郎	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	村中健大	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	東浩治	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈	農林畜産課係長	鎌田淳良
農林畜産課主事	田嶋裕紀	農林畜産課主事	沼田郁実

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（杉山秀明君）出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただいまより、令和5年7月6日に告示招集いたしました、令和5年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。4番 立崎 和寿 委員、6番 小笠原 秋彦 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）1ページをお願いします。報告第18号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地中間管理事業によるものが、合計1件2筆3,971平方メートルです。出し手と機構の解約によるものです。解約後は農地として管理予定です。今回、協力金の返還はありません。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）3ページをお願いいたします。報告第19号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は4ページから7ページです。今回は、合計8件76筆184,596平方メートルです。すべて相続による所有権の取得です。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。今回あっせんの希望はありません。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）8ページをお願いいたします。報告第20号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。9ページです。今回の照会は3件6筆1,858.87平方メートルで、現地調査は令和5年7月6日に実施し、法務局への回答は令和5年7月7日に行っております。10番は、淵沢集会所から南東に約80メートルの地点です。照会地は長年資材置場になっており、税務課税台帳上も現況雑種地であることから、非農地と判断しております。11番は、ユニバース十和田東店から東に約300メートルの地点です。照会地は長年駐車場となっていて、農地としての利用は困難であり、税務課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。12番は、南小学校から西に約500メートルの地点です。照会地は、昭和49年建築の住宅の敷地になっており、20年以上宅地の状態で課税台帳上も現況宅地であることから、非農地と判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、小田班長、米田委員、柿本委員の3名です。令和5年7月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分

（ _____委員 退席 ）

再開 午後2時14分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）10ページをお願いいたします。議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は、11ページから15ページまでです。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。10番
小田 正喜 委員お願いいたします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をします。今回の申請は、所有権の移転11件、賃借権の設定1件、使用貸借による権利の設定1件、地上権の設定1件の合計14件です。所有権の移転は、11ページ28番から33番までが売買によるものです。12ページ34番、35番及び37番が知人への贈与、36番が子への贈与です。13ページ38番が親戚への贈与によるものです。賃借権及び使用貸借による権利の設定は、いずれも労力不足によるものです。地上権の設定は、相手方要望によるものです。今回の申請について、現地確認、写真確認等を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、農地法第3条調査書のとおりすべての申請は、許可要件を満たしていると認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第16号は許可することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

(_____ 委員 着席)

再開 午後2時17分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開いたします。

議 長（杉山秀明君）次に議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）16ページをお願いいたします。議案第17号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので審議を求める件です。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、申請書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとします。内容は17ページです。こちらは、令和5年5月第2回総会の報告第13号で農地と報告済みのものです。入開札日は令和5年7月31日、売却決定日は令和5年8月14日です。今回の願出人につきましては、お手元の農地法第3条調査書に記載のとおり、許可要件を満たしていると認められます。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第17号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）18ページをお願いいたします。議案第18号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は19ページから20ページです。今回は、合計5件43筆57,671平方メートルです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、旧十和田湖地区 白山 雄治郎 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（白山雄治郎君）11番の調整内容を報告します。6月13日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）白山推進委員ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、三本木地区 山端 敏行 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（山端敏行君）12番及び13番の調整内容を報告します。12番6月13日午前10時、13番は同日午前11時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）山端推進委員ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）次に、大深内地区 大平 靖四郎 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（大平靖四郎君） 14番の調整内容を報告します。6月28日午前9時、農業委員会会長室において農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）大平推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（松田賢志君） 15番の調整内容を報告します。6月28日午前10時、農業委員会会長室において、農用地利用調整会議を行いました。本件は、出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意したため、調整調書を作成し農業委員会へ提出いたしました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）事務局から補足説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）ただいま、各委員のみなさまからご報告いただきました調整の結果、十和田市農用地利用計画の作成を要請する各要件につきましては、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、すべて適であると判断いたしております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第18号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 21 ページをお願いいたします。議案第19号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。賃借権の設定については、22 ページから26 ページです。合計9件25筆60,094平方メートルです。46番のみ再設定で、以外は新規となります。42番から44番、48番が10年、45番、46番、49番、50番が5年、47番が20年となっています。次に、使用貸借に係るものは27ページから29ページです。合計6件17筆44,771平方メートルです。13番と15番が再設定で、他は新規の権利設定です。今回、協力金の対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって議案第19号は、承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に議案第20号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君） 30 ページをお願いします。議案第20号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、31 ページから32 ページです。今回は、合計7件16筆7,651.54平方メートルです。事務局から、農地区分の判断などについてご説明いたします。7番の転用事由は、農地を賃借し店舗を建築するものです。非農地併用で、小規模開発行為の対象となります。場所は、コメリパワー十和田店から北に約200メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。8番の転用事由は、農地を売買で取得し宅地分譲地の造成を行うものです。場所は、南小学校から西に約500メートルの地点です。小規模開発行為の対象となります。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。9番の転用事由は、農

地を売買で取得し駐車場整備を行うものです。場所は、十和田工業高校から北に約300メートルの地点です。非農地併用です。申請地は、沿道に上下水道の2管が埋設されており、かつ500メートル以内に東小学校と十和田工業高校があるため、農地区分は第3種農地に該当します。10番の転用事由は、農地を売買で取得し宅地分譲地の造成を行うものです。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。11番の転用事由は、農地を売買で取得し資材置場及び休憩所を整備するものです。場所は、まごころホール十和田から北東に約300メートルの地点です。農地区分は、その他の2種農地です。12番の転用事由は、農地を売買で取得し資材置場を整備するものです。場所は、ローソン十和田池ノ平店から北西に約500メートルの地点です。農地区分は、その他の2種農地です。13番の転用事由は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。3年間の一時転用で、畑の一角に太陽光パネルを設置するものです。こちらは、議案第16号の地上権設定の申請地と同じ土地です。場所は、農園カフェ日々木から南へ約100メートルの地点です。農地区分は、農用区域内農地ですが、一時転用のため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。8番 柿本 広一 委員お願いいたします。

報告委員（柿本広一君）農地法第5条の農地転用に関する報告をします。今回の申請は、合計8件です。令和5年7月6日午前9時に調査員3名で現地調査を行い、午後2時に市役所別館4階会議室1で聴取調査を行いました。問題はありませんでした。本件は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）柿本委員ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（杉山秀明君）9番。

農業委員（奥山博君）9番、奥山です。申請番号13番に関してでございます。許可を受けようとするその面積が、7,418平方メートルのうち0.10平方メートル。この用途は支柱用地ということでございますが、この面積的な要件からきまして0.1というのは従来あったものの隣地に対する許可ということでございますでしょうか。面積が0.1というのは支柱用地にしても大きい面積ではないと。どういう使い方されるのかなと思います。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。0.10平方メートルというのは、営農型

太陽光発電設備の支柱部分の合計面積です。なお、今回のパネルは7, 418平方メートルのうちパネル面積的には60.87平方メートルという、ごく一部の部分にパネルを設置するものです。それによって、それに伴う支柱面積もかなり小さなものになっている案件となっています。

農業委員（奥山博君）了解です。

議長（杉山秀明君）その他にございますか。17番。

農業委員（力石堅太郎君）17番、力石です。今の13番の件について、農地法第3条で地上権の設定を20年間、13番のこれは一時転用でたぶん3年の許可かと思っています。これは地上権の設定を20年やっていったらもう、常に3年間何もなく更新するという意味にも捉えられますが、それってどういう風に考えてましたか。

農地係長（村中健大君）お答えいたします。あくまでも別の権利ですので、農地転用はおっしゃったとおり3年間の一時転用です。なので、3年後改めて許可申請をしていただきます。ですので、その時点で許可要件を満たさないという場合は、転用許可がおりないということもあります。それはそれで転用の審査を3年毎にやっていくということになります。一方地上権の方ですが、あくまでも区分地上権といいまして、農地の上の部分、空中部分にパネル設置をする。それによって耕作者に対する権利制限を生じるということでの地上権の設定ということですので、20年という設定になっていますけども、それをやることによって耕作者の権利を守るということで、全く別の趣旨の権利の設定だということですので、お互い年数が違うことになっていても支障は生じないものと考えております。

農業委員（力石堅太郎君）わかりました。

議長（杉山秀明君）その他にございますか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第20号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第21号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）33ページをお願いします。議案第21号、十和田市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の一部改正に係る意見について。農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、別冊のとおり十和田市長から依頼があったので意見を求める件です。議案別冊、A4縦版の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とA4横版の新旧対照表を、お手元に配布しております。この件に関して、農林畜産課から説明員の出席をしていただいておりますので、担当者から説明をいただきます。

農林畜産課主事（沼田郁実君）十和田市役所農林畜産課 沼田 と申します。よろしくお願いたします。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正に関する説明をさせていただきます。お手元にあるA4縦版の資料、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、以降「縦版の基本的な構想」として呼ばせていただきます。まず、今回の改正につきましては、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日付けで一部改正となったことによります。その一部改正に合致する形で、十和田市の基本的な構想についても修正を行いました。9月頃に施行見込みとなります。それでは具体的な変更点に移ります。まず、赤く色がついている用紙をご覧ください。①から⑩の10か所について、追加や変更、削除、新設がありました。今回は新設や削除の項目がありました、第3と第5の項目について説明をさせていただきます。まず、縦版の基本的な構想にお戻りいただきまして、12ページをご覧ください。第3の項目は全て新設の項目で、農業を担う者の確保及び育成に関する事項について記述しています。しかし、改正前は17ページの第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項の中に記載があった項目のため、新しく追加されたというよりも、これまでも記載があった内容が独立した1つの項目として制定されたという形になります。具体的には、十和田市における農業を担う者の確保及び育成の考え方、十和田市が主体的に行う取組、関係機関との連携・役割分担の考え方、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保及び育成のための情報共有等について記述しております。続きまして17ページになります。第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項をご覧ください。また、横長の新旧対照表の6ページもご覧ください。この6ページから17ページにかけての項目は、利用権設定等促進事業が法改正により廃止となったことにより、ほぼすべての項目が削除となりました。縦版の基本的な構想の、17ページにお戻りください。先ほど、ほぼすべての項目が削除となったとお伝えしましたが、上から1行目から5行目まで利用権設定等促進事業の経過措置についての記述があります。そして、削除となった項目の代わりに第5の1として、地域計画について話し合う協議の場の設置の方法や、その協議を踏まえて作成する地域計画の区域の基準、農地中間管理事業等に関する事項についての項目が明文化されたこと

いう形になります。最後になりますが、20ページをご覧ください。第5の3の(3)のその他の委託を受けて行う作業の実施の促進に関する事項が新設となりました。こちらは、農作業の受委託の推進、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等を記述しております。説明は以上となります。

議 長（杉山秀明君）ただいま説明がありました。これより質疑に入りますが、ありませんか。

農業委員（奥山博君）今、説明があつてですね、ルールの部分部分に言い及ぶことはありませんけれども、令和5年4月1日からの法の改正による見直しなんだと、これはわかります。そして、施行が9月からであるということの話がありましたけれども、農業委員会の意見を聴取したのちのスケジュールというのはどういう形で進んでいく予定でございますか。

農林畜産課主事（沢目郁実君）農業委員会さんの方で意見聴取させていただいて、令和5年7月26日までに上北地域県民局の方に提出させていただいて、その後、県と国とも調整していく流れになっていました。

議 長（杉山秀明君）その他にありますか。

議 長（杉山秀明君）地域計画、10年後の農業のいわゆるビジョン策定します。その段階で私達は農業委員会として、目標地図の素案作りに着手します。令和7年3月まで。その間、アンケートとったり、集落座談会を色んなところですが、色んな活動をする段階で人員の不足あるいは経費の不足等が生じ場合にはどうすればいいんですか。

農林畜産課主事（田嶋裕紀君）今現在、地域計画策定の準備の段階におきましては、今のところ農業委員会及び農林畜産課の方で合わせてそちらの方作成していくことになるんですけども、その中で経費の不足と言いますか、予算の方をまず作っておりませんので、通常予算の範囲内で行う形になるかと思われまふ。人員の不足については、今のところアンケートを農業委員会さんの方に委託させてもらって、農業委員会さん主体で現在アンケート調査を行って意向調査の方まとめておりますけども、今の段階で人員の不足するような事態になるものとは考えておりませんでした。

議 長（杉山秀明君）この間の全国農業委員会会長会議の時にある方から質問があつて、地域計画の着手について、今言ったようなことが質問されました。その日は農林水産省大臣が来ていました。その時に大臣の答弁は、いわゆる経費が不足した場合は申請してくださいと。農林水産省で補ってあげますよという答弁がありました。

た。今言ったのは、官庁のところの話なのか十和田市の農林畜産課まで届いているのかということ、今実は確認をしたくてお話ししました。

農林畜産課主事（田嶋裕紀君）私共末端の方には、全く話はきておりません。

議 長（杉山秀明君）そうなった場合には、またそれなりに考えるということでしょうか。

農林畜産課主事（田嶋裕紀君）はい。

議 長（杉山秀明君）あと質問はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしということなので、お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第21号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第37号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（櫻田修一郎君）34ページをお願いします。議案第37号、十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の一部を改正する規程の制定について。十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する件です。35ページです。十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程の一部を改正する規程。十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等に関する規程（平成28年十和田市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。36ページです。新旧対照表です。この規程は、十和田市農地利用最適化推進委員の候補者の選考等について定めたものですが、令和5年7月20日に控えている委員の改選を機に規程にある地区名について、旧十和田湖町地区の表記を十和田湖地区に改正するものです。37ページです。様式第1号及び様式第3号中、丸印を削るものであります。手続きの簡素化を図るため、同規程に定める様式第1号及び第3号様式中の押印を不要とするため、丸印を削除する改正を行うものです。施行期日は公布の日ですが、区域名の変更については令和5年7月20日となります。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。17番。

農業委員（力石堅太郎君）17番、力石です。なぜ今この総会なのか、次の新しい人が集まった8月の総会でもいいんじゃないかと。なぜ今のこの総会でこれをやらなければならないのかという理由を聞きたいです。

事務局長（櫻田修一郎君）お答えいたします。この地区名の改正につきまして、先般、農地利用最適化推進委員の選考委員会を開いた時に、その場に出席いただいた選考委員の方から、合併してから10数年経っているが、未だに旧十和田湖町という地区名を使っている。これは、一緒になったという一体感がないのではないかとというご指摘がありましたので、そのとおりだなと事務局の方でも受け止めて、こういった旧十和田湖町地区という表現を改め十和田湖地区としたいと考えたところであります。今こちらの14日、皆様の最後の任期の総会にかけた理由ですけれども、新たに委員になられた皆さんが地区を担当していただく時に、3度目の改選になるわけですが、新しいスタートを切るのに合わせてこの地区名を、新たに十和田市と一体となった十和田湖地区という名称に変えて進めさせていただきたいなと思ひまして、この場に上程させていただいたものでございます。以上です。

農業委員（力石堅太郎君）納得はしていないけど、ただなぜ今の時期かというのがちょっと理解しがたいなと思ってました。とりあえずこの答弁で良しとします。

議 長（杉山秀明君）よろしいですか。9番。

農業委員（奥山博君）9番、奥山です。この説明の中にあってですね、37ページの1番の上段に様式中における丸印を削るとこういうことでございます。実は私自身、農林水産大臣名で文書をもった時は名前が印がなかったわけです。すなわち、行政等における印の必要性や不要というその区分はどこにあるか。要するに申請でも印はいりません。あるいはこれは必要ですという基本的な考え方、スタンスはどこにあるかということをお知らせください。役所の中にあっても、印鑑がいなくなったんだよと、あるいは必要だという区分があるわけですけれども、その区分というのはどこで分かれるか。どういうのは基本的には必要なのか。例えば農協であれ役所であれ書類の申請時は必ず印が必要なものだという考え方の基にあってきたんだけど、最近では市役所の中であってもこれは印鑑が不要になんですよ、そのようになりましたよということがあんだけど、その必要な時、不必要な時、この区分はどこにあるのかということですよ。

振興係長（苫米地慶君）お答えします。今、手元に、正式に総務課等から出されている書類がないですが、簡単に言いますと申請書等に関しての印は不要になってい

ますが、例えば領収書、契約書、同意等に関する承諾書等に関しては、印はそのまま残ります。それ以外、ただ何かもらうために出すような申請書等の印は不要になっておりますので、今回この様式につきましても推進委員の応募に使う書類ですが、同意書については印が残っています。ただ申し込みます、応募しますというところの印に関しては削除するという流れになっています。以上です。

議 長（杉山秀明君）よろしいですか。

農業委員（奥山博君）了解。

議 長（杉山秀明君）その他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第37号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で、今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、令和5年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にありがとうございました。

————— 閉会 午後2時53分 —————